5月は消費者月間

「守ろうよ、みんなを！なくそうよ！消費者被害」

5月は消費者月間。消費者や事業者、行政が一緒になって、消費者問題に関するイベントなどが全国的に行われます。
この機会に、消費生活に関するさまざまな問題を一緒に考えましょう。

消費者月間記念講演会

◇**演題** 最近の悪質商法と法改正
◇**講師** 森 雅美氏(弁護士)
◇**対象** 市内に住む人
◇**日時** 5月25日(火)10時～11時30分
◇**場所** 市消費生活センター
◇**定員** 50人(超えたら抽選)
◇**受講料** 無料
◇**申し込み** 往復はがきかEメールで、住所、氏名、年齢、電話番号、託児(2歳以上)希望者は子どもの氏名(ふりがな)、年齢を5月14日(必着)までに〒890－0063鴨池二丁目25－1－31**市消費生活センター**「消費者月間記念講演会」係258・3611(Eメール syouhi4@city.kagoshima.lg.jp)へ
※Eメールは件名を「月間記念講演会受講希望」としてください

消費者月間パネル展

◇**期間** 5月10日(月)～14日(金)
◇**場所** 市役所みなと大通り別館2階市民ギャラリー

申請を受け付けています 子ども手当

子ども手当は子どもを養育する親などに手当を支給する国の制度です。

◇**対象** 中学校修了前まで(満15歳以後の最初の3月31日まで)の子ども(所得制限なし)
◇**支給額** 子ども1人につき月額1万3000円
◇**支払時期** 6月、10月、2月(振込日は支払通知書でお知らせします)
◇3月末時点で児童手当の受給者や支給対象となる子どもがいる世帯に、申請書か申請免除のお知らせを4月に郵送しました(公務員は勤務先での手続きとなります)
◇子どもが市外に居住しているなどの理由で書類が届いていないときはお問い合わせください
◇現況届の提出が必要な人には来月上旬に現況届を送付します
◇子ども手当は寄付もできますので、関心のある人はお問い合わせください

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援します

【**こども福祉課**216-1261、各支所の**福祉課・保健福祉課**】

募集 おーい班長さん集まれ講座

◇**内容** コミュニティづくりの必要性、身近な防犯活動、広報紙の作り方のポイント
◇**対象** 町内会の役員・班長など
◇**日時** 6月2日(水)・9日(水)・15日(火)18時30分～20時(全3回)
◇**場所** かごしま市民福祉プラザ
◇**定員** 50人(超えたら抽選)
◇**受講料** 無料
◇**申し込み** 電話で5月26日までに**地域振興課**216-1214へ ※当日参加も可能

地域づくりについて学びませんか

市民相談(相談は無料です)

●**市政相談**(市政に関する要望・意見など)
市民相談センター216-1205と**各支所**
●**一般相談**(多重債務、相続、離婚など)
市民相談センターと**各支所**(東桜島支所を除く)
8時30分～17時15分(市民相談センターのみ市民相談員対応9時～12時、13時～16時)
●**法律相談**(予約制)
市民相談センターと**谷山支所** 事前に面談による一般相談を受けて、法律相談が必要な人が対象
●**交通事故相談** ●**雇用相談** **市民相談センター**
9時～12時、13時～15時45分
●**各種相談**

月	日	曜	時間	相談名	場所
5	12	水	13時～16時	行政関係申請手続き	市民相談センター
				税務・登記	谷山支所
	13	木		税務・登記	市民相談センター
				人権	吉野支所
	19	水		花と緑	市民相談センター
	20	木		建築	市民相談センター
				人権	谷山支所
				登記	伊敷支所
	21	金		人権	伊敷支所
	26	水		不動産鑑定	市民相談センター
6	2	水		行政関係申請手続き	市民相談センター
	3	木		人権	市民相談センター
	7	月	10時～15時	人権	郡山支所
	9	水	13時～16時	花と緑	市民相談センター
				税務・登記	谷山支所

【**サンサンコールかごしま** 099-808-3333】

「はがき」や「メール」による振り込め詐欺にご注意！

平成21年の県内の振り込め詐欺被害は、約1億6千万円。その半数近くを携帯電話やはがきによる「架空請求詐欺」が占めています。身に覚えのない料金の請求があったときは、絶対に相手先に連絡しないでください。不審に思ったら、支払う前に**市消費生活センター 252-1919**か**警察総合相談電話 254-9110**へ

★こんな「はがき」や「メール」に要注意

(はがき)

○○○○確認書

照会番号 平成22年 第○○○○号

この度、貴方が契約会社に対して行なっている料金の未払いに当該会社が管轄簡易裁判所に訴状申請された為、本確認書をご通知致します。
当該会社、訴訟内容等につきましては担当職員にて請け賜りますが、原告側が提出した訴訟内容をご本人様と確認する必要から、原則としてご本人様からのご連絡をお願い致します。
故意に放置された場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。
尚も放置されますと、相手側の言い分どおりの判決が出て、裁判官立会いのもと、貴方の給料や財産等の差し押さえが行われてしまうことがありますのでご了承下さい。

万が一、身に覚えがない場合、早急にご連絡下さい。
(連絡先) 03－○○○○－××××
〒102－○○○○ 東京都○○区 ××××
財団法人 ○○○○○○相談支援センター

「最終通告」「民事訴訟」「訴訟受理」などの言葉が使われていることが多い。

連絡をさせるための誘い文句です。連絡をすると住所や氏名などを聞き出されて脅されたり、高額な請求をされたりします。

「独立行政法人」「法務省認定」「○○管理局」などと公的機関のような名称を名乗ることが多い。

(携帯電話メール)

From:○○○○○○○○

この度、お客様がご使用の携帯端末より以前ご登録いただいた(総合情報サイト)から無料期間中に退会処理がなされていない為に、登録料金が発生し現状未払いとなった状態のまま長期放置が続いております。
本通知から翌日正午までにご連絡頂いてない場合、ご利用規約に伴い発信者端末電子名義認証を行い、お客様の身辺調査に入らせていただきます。調査後は、運営サイトによる御自宅やお勤め先への回収業者による料金回収又は裁判による訴訟を行う可能性があります。
退会処理等の詳細につきましては下記までお問い合わせ下さい。
営業時間10時～19時迄
総合調査事務局 ㈱○○○
電話○○－○○○○－○○
尚、ご連絡なき場合明日の正午より手続き開始となりますのでご了承下さい。

無料占いサイトなどを閲覧していたところ、意図せずにアダルトサイトや出会い系サイトに接続してしまい、高額な料金の請求を受けるといった被害が増加しています。

連絡をさせるための誘い文句です。連絡をすると住所や氏名などを聞き出されて脅されたり、高額な請求をされたりします。

メールアドレスや携帯電話番号から個人情報が特定されることはありません。

循環型社会を目指して 「鹿児島市一般廃棄物処理基本計画」策定

市では、家庭ごみや、産業廃棄物以外の事業所ごみ、し尿や生活排水などの一般廃棄物の処理の基本方針を定めた鹿児島市一般廃棄物処理基本計画(平成22年度～平成31年度)を策定しました。

■ごみ処理基本計画
市民・事業者・市が協働して、ごみの発生を抑制し、循環型社会の構築を目指します。
◇**基本方針**
①市民・事業者・市が連携した3R運動の推進
発生抑制を主体にした3R(リデュース、リユース、リサイクル)運動を市民・事業者・市が連携して進めます
②ごみの減量化及び資源化の推進・拡充
これまでの施策を継続、拡充して、一層のごみの減量化と資源化を図ります
③適正な収集・運搬・処理・処分の実施
安全かつ適正に、ごみを収集、運搬し、施設において、適正に処理、処分を行います
④不法投棄の取り締まり強化
市民・事業者・市の協働により、不法投棄の取り締まりを強化していきます

・リデュースはごみの発生を抑制することだよ
・リユースは使えるものはくり返し使うことだよ
・リサイクルはごみを資源として再び利用することだよ

■生活排水処理基本計画
快適な生活環境と良好な水環境を保全した生活排水の処理を進めます。
◇**基本方針**
①公共下水道の整備と水洗化率の向上
公共下水道の整備と、水洗化を進め、汚水を適切に処理します
②合併処理浄化槽の普及
公共下水道等事業区域外などでは、合併処理浄化槽の設置を促進します

<平成31年度の主な目標>
●ごみの排出量削減
市民1人1日あたり約130グラムの減(20年度比)
●生活排水処理率
86.5%→92%へ

【**リサイクル推進課** 216-1290】